

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 三津 良裕

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第65号 鳴門市下水道条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は去る9月25日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第65号「鳴門市下水道条例の一部改正について」であります。下水道排水設備指定工事店の指定の基準等の欠格条項から成年被後見人等を削除する改正を行うものであります。

委員からは、当たり前のことを、なぜ今、規定するのかという質疑があり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、今まで一律に成年被後見人等を排除する欠格条項を設けている各制度について、一律に排除されないよう各制度ごとに必要な能力の有無を個別に判断して規定するようになったためであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第66号「鳴門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、成年後見人をつけなくてはいけなくなった場合の退職金の有無について確認があり、この条例では、職員になった後に、地方公務員法第28条第4項に規定されている成年被後見人等に該当した場合は失職していたが、退職金は支給する規定であったとの説明がありました。

また、今回の法改正により、失職すること自体がなくなったため「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」の部分が不要になったことからこの部分を削除するとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第67号「鳴門市水道事業給水条例の一部改正について」であります。水道法の改正による指定給水装置工事事業者の更新制度導入に伴い、更新に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

水道法の現行制度では、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されにくく、無届工事や不良工事が全国的に発生しており、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るために、5年ごとの指定給水装置工事業者の指定の更新制が導入されたとのことであります。

委員からは、現在、休廃止している業者はどれくらいあるのかとの質疑があり、本市の実質的な登録数は138者であり、この改正により、2割程度減少するのではないかと予想しているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。